

○ 受刑者の処遇調査に関する訓令の運用について（依命通達）

〔平成18年5月23日矯成第3309号〕
矯正局長依命通達
改正 平成19年5月30日 矯総3362
平成20年5月30日 矯総3435
平成21年12月8日 矯成6474
平成24年3月27日 矯成661
平成27年5月28日 矯総1824
平成28年5月23日 矯成1423
令和4年7月5日 矯成904

標記について、下記のとおり定め、受刑者の処遇調査に関する訓令（平成18年法務省矯総訓第3308号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日（平成18年5月24日）から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、昭和38年8月31日付け法務省矯正甲第789の3号当職通達「分類調査のための資料の活用について」、平成13年3月22日付け法務省矯医第663号当職依命通達「受刑者分類規程の実施について」の全部改正について及び同日付け法務省矯医第664号当職通達「分類調査票の記載要領について」は、廃止します。

記

1 処遇調査の方法（訓令第4条関係）

- (1) 処遇調査に当たっては、当該刑事施設その他の矯正施設においてその者の処遇上作成した資料を活用すること。特に、少年鑑別所において鑑別を受けたことのある者であって、刑事施設において初めて刑の執行を受ける者の刑執行開始時調査に当たっては、その者の少年簿を保管する少年鑑別所の長にその送付を依頼し、資料とすること。
- (2) 上記(1)の資料を活用するほか、法第91条に基づく公務所又は公私の団体への照会等適宜の方法により、資料を収集すること。この場合においては、本人その他の者の名誉を害しないように、また、本人の更生の妨げとならないように注意しなければならないこと。
- (3) 調査センターの長は、16歳未満の受刑者の刑執行開始時調査に当たっては、意見照会書（別紙様式1）により、当該受刑者の鑑別を行った少年鑑別所の長から処遇に関する意見を聴くこと。この場合、照会を受けた少年鑑別所の長は、意見通知書（別紙様式2）をもって意見を通知すること。
- (4) 刑事施設の長は、20歳未満の受刑者の処遇調査において、必要と認める場合には、鑑別依頼書（別紙様式3）により、少年鑑別所の長に鑑別を依頼すること。

2 刑執行開始時調査（訓令第6条及び第8条第1項関係）

- (1) 刑執行開始時調査は、法第85条第1項第1号の指導と並行して実施して差し支えないこと。
- (2) 訓令8条第1項に基づき調査センターに収容する受刑者は、別表1-1及び別表1-2のとおりとすること。
- (3) 刑事施設ごとの刑執行開始時調査の実施範囲及び実施期間は、別表2のとおりとすること。
- (4) 上記(3)にかかわらず、調査の過程においてそれ以上の調査を行う必要がないと判定

された者については、実施期間を短縮し、又は実施内容を簡略化して差し支えないこと。

- (5) 上記(3)にかかわらず、平成18年5月23日付け法務省矯成第3315号当職依命通達「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」記3の(3)のアによりその処遇指標における属性の表示の最先順位がW若しくはFとなることが確実と認められる者又は確定施設において刑執行開始時調査を行うことが著しく不相当と認められる者（以下「仮判定対象者」という。）の刑執行開始時調査については、確定施設においては、処遇施設を確定するに足りる処遇指標を仮に判定するために必要な調査を行い、その余の調査は処遇施設において行うことができること。この場合においても、当該仮判定対象者の判決謄本、被収容者身分帳簿等の資料（過去に当該仮判定対象者を収容した矯正施設において作成した資料を含む。）の精査により実施できる調査は、できる限り確定施設において行うこと。

3 再調査（訓令第7条及び第8条第2項関係）

- (1) 訓令第8条第2項に基づき調査センターに収容して再調査を行う受刑者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 少年院において刑の執行を受け、16歳に達した者

イ 矯正管区の長が少年院において刑の執行を継続することが不相当と認める者

ウ 特定の刑事施設で実施する特別改善指導を受講させる必要性の有無を判断するため、矯正管区の長が調査センターにおいて再調査を行う必要があると認める者

エ 処遇の効果が認められないことその他の理由により、矯正管区の長が調査センターにおいて再調査を行う必要があると認める者

- (2) 上記(1)のイ、ウ又はエの場合の矯正管区の長に対する認可申請は、調査センターによる収容再調査認可申請書（別紙様式5）により行うこと。

- (3) 再調査の実施期間は、上記(1)のア又はイに該当する場合については、おおむね40日間とし、それら以外の場合については、これを実施する刑事施設の長が必要に応じて定めること。

- (4) 定期再調査を行う時期は、受刑者の処遇要領に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3310号大臣訓令）第4条の規定による受刑者の矯正処遇の目的の達成状況の評価が評定された後とし、その実施方法は、主として直近の当該評価及びその判断の基礎となる資料を用いるほか、必要に応じて、面接、診察、検査、行動観察等による調査を併せて実施すること。

- (5) 刑の執行停止又は仮釈放の取消しにより収容した者については、必要に応じて、刑執行開始時調査に準じた調査を行うこと。

4 調査センター（訓令第9条関係）

- (1) 訓令第9条に規定する調査センターとして指定する刑事施設は、別表3のとおりとすること。

- (2) 別表1-1の1の(1)及び別表1-2の1に該当する受刑者の刑執行開始時調査は、東京矯正管区の調査センター（川越少年刑務所）において行うこと。

- (3) 広島矯正管区管内において、別表1-1の1の(2)ないし(4)及び2に該当する受刑者の刑執行開始時調査は、広島矯正管区の調査センター（広島刑務所）において行うこと。
 - (4) 別表1-2の2ないし4に該当する受刑者の刑執行開始時調査は、広島矯正管区の調査センター（美祢社会復帰促進センター）において行うこと。
 - (5) 調査センターにおいて処遇調査を行うに当たっては、他の居室からできるだけ分離した居室、心理テスト室、面接室等のほか、適性発見のための作業を行わせる適性観察工場を十分に活用すること。
 - (6) 矯正管区の長は、必要と認めるときは、調査センターの長に対し、高度の専門的知識及び技術を有する職員を再調査の実施のために他の刑事施設等に派遣するよう指示すること。
 - (7) 上記(6)の場合の矯正管区の長に対する認可申請は、調査センターによる派遣再調査認可申請書（別紙様式6）により行うこと。
 - (8) 調査センターの長は、当該調査センターを経由して他の刑事施設又は少年院へ移送した者について、その者の処遇経過を確認し、今後の処遇調査の参考となる資料を得るため、必要に応じ、移送先の刑事施設又は少年院の長と密接な連絡をとり、追跡調査を行うこと。
 - (9) 矯正管区の長は、矯正局長の認可を受けて、調査センターの運営に関し、必要な細目を定めることができること。
- 5 処遇調査票（訓令第10条関係）
処遇調査票の様式は、別紙様式7のとおりとすること。
 - 6 処遇審査会（訓令第11条関係）
処遇審査会の議事の経過及び結果については、議事録を作成すること。
 - 7 経過措置（附則関係）
 - (1) 訓令の施行の際、現に本依命通達により廃止された平成13年3月22日付け法務省矯医第663号当職依命通達「受刑者分類規程の実施について」の全部改正について」（以下「旧分類依命通達」という。）記の11の(3)に基づき、分類センターで入所時調査を行う受刑者として指定され、当該調査が未了である者は、法施行日以降は、原則として、本依命通達記の2の(2)にかかわらず、調査センターで刑執行開始時調査を行う対象とすることができること。この場合、当該受刑者に係る確定施設、調査センター及び処遇施設での刑執行開始時調査の範囲等は、本依命通達記の2の(3)及び(4)によること。
 - (2) 訓令の施行の際、現に旧分類依命通達記の11の(3)に基づき、分類センターで入所時調査を行わない受刑者とされ、かつ、同依命通達記の1の(1)のイに基づき、確定施設における入所時調査を既に実施済みである者は、法施行日以降は、原則として、本依命通達記の2の(2)にかかわらず、調査センターで刑執行開始時調査を行わない対象とすることができること。
 - (3) 旧分類依命通達により分類調査票が作成されている場合には、法施行日以降、処遇調査結果につき新たに帳票を作成する必要があるときには、当該分類調査票に加え、別紙様式7に定める様式を補完的に使用すること。

- (4) 訓令の施行の際、現に旧分類依命通達記の11の(4)に基づき、分類センターにおいて再調査を受けている者については、従前の例によること。

別表 1-1 調査センターにおいて刑執行開始時調査を行う男子受刑者

要件				除外事由		
	年齢	執行すべき刑期	犯罪の内容等	受刑歴	属性	暴力団
1 26歳未満の者						
(1)	16歳未満	3月以上	—	—	—	—
(2)	16歳以上 20歳未満	9月以上	—	有	F	—
(3)	少年審判で 検察官送致 となった事 件で刑の執 行を受けて いる20歳 以上26歳 未満の者	9月以上	—	有	F	暴力団員
(4)	20歳以上 26歳未満 ((3) に該 当する者 を除く。)	1年6月 以上	—	有	F	暴力団員
2 特別改善指導の受講に当たり特に調査を必要とする者						
(1)	26歳以上 30歳未満	10年以 上	故意の犯罪行為により被害者 を死亡させた罪によって刑に 処せられた者	有	F	暴力団員
(2)	—	—	性犯罪者調査が必要と認めら れる者	—	—	—
3 その他 その他矯正管区の長が調査センターにおいて刑執行開始 時調査を行う必要があると認める者				—	—	—

注1 調査センターにおいて刑執行開始時調査を行う者は、例えば、上記2(1)に該当する者については、年齢、執行すべき刑期、犯罪の内容等の全ての要件を充たし、かつ、受刑歴、属性又は暴力団のいずれの除外事由にも該当しないものとする。

注2 受刑歴とは、刑事施設又は少年院において刑の執行を受けた経歴をいう。

注3 暴力団員は、周縁的構成員を含まないものとする。

注4 性犯罪者調査とは、平成18年5月23日付け法務省矯成第3350号当職依命通達「改善指導の標準プログラムについて」別紙3の2の(2)のウに定める調査をいう。

注5 少年審判で検察官送致となった事件で刑の執行を受けている20歳以上26歳未満の者とは、少年法（昭和23年法律第168号）第20条又は第62条の規定により検察官に送致された事件について言い渡された刑（罰金以下の刑を除く。）の執行を受けている者（当該刑を含む二以上の刑（罰金以下の刑を除く。）に処せられた者を含むものとし、当該事件に係る罪について刑の執行猶予の言渡しを受け、当該言渡しを取り消されて入所した者を除く。）をいう。

注6 年齢は、確定施設における刑執行開始時調査の判定時点の年齢を基準とする。

別表 1-2 調査センターにおいて刑執行開始時調査を行う女子受刑者

	要件		除外事由			
	年齢	執行すべき刑期	受刑歴	少年院等収容歴	属性	暴力団
1	16歳未満	3月以上	—	—	—	—
2	16歳以上 20歳未満	9月以上	有	児童自立支援施設 又は少年院収容歴 が2回以上であ り、かつ最近の出 所又は出院から5 年未満の者	F、M、P、 I	暴力団員
3	少年審判で 検察官送致 となった事 件で刑の執 行を受けて いる20歳 以上26歳 未満の者	9月以上	有	児童自立支援施設 又は少年院収容歴 が2回以上であ り、かつ最近の出 所又は出院から5 年未満の者	F、M、P、 I	暴力団員
4	20歳以上 26歳未満 (3に該当 する者を除 く。)	平成18年5月23日付け法務省矯成第3315号当職依命通達 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」別表3の注意事 項の15に定める女子美祢社会復帰促進センターの要件に合致する 者				

注1 調査センターにおいて刑執行開始時調査を行う者は、例えば、上記2に該当する者については、年齢及び執行すべき刑期の全ての要件を充たし、かつ、受刑歴、少年院等収容歴、属性又は暴力団のいずれの除外事由にも該当しないものとする。

注2 受刑歴とは、刑事施設又は少年院において刑の執行を受けた経歴をいう。

注3 暴力団員は、周辺の構成員を含まないものとする。

注4 少年審判で検察官送致となった事件で刑の執行を受けている20歳以上26歳未満の者とは、少年法第20条又は第62条の規定により検察官に送致された事件について言い渡された刑（罰金以下の刑を除く。）の執行を受けている者（当該刑を含む二以上の刑（罰金以下の刑を除く。）に処せられた者を含むものとし、当該事件に係る罪について刑の執行猶予の言渡しを受け、当該言渡しを取り消されて入所した者を除く。）をいう。

注5 年齢は、確定施設における刑執行開始時調査の判定時点の年齢を基準とする。

別表2 刑執行開始時調査の実施範囲及び実施期間

対象者	刑事施設の別	調査の実施範囲	調査の実施期間
調査センターにおいて刑執行開始時調査を実施する者	確定施設	受刑者が調査センターにおいて刑執行開始時調査を実施する対象者であるか否かを判定すること。	速やかに判定を実施すること。 別表1-2の2ないし4の対象者の判定に当たっては、おおむね10日間とすること。
	調査センター	訓令第6条第3項各号に掲げる項目について詳細な調査を行うこと。	おおむね40日から55日間
	処遇施設	調査センターで作成された処遇調査票の内容について確認し、必要に応じてこれを補充するための調査を行うこと。	おおむね5日間
上段以外の者	確定施設	訓令第6条第3項各号に掲げる事項について基礎的な調査を行うこと。	おおむね10日間
	処遇施設	確定施設における調査の結果を踏まえ、訓令第6条第3項各号に掲げる事項についてより詳細な調査を行うこと。	おおむね20日間（ただし、刑執行開始時の指導が終了する前に限る。）

注1 16歳未満かつ執行すべき刑期が3か月以上の者の調査センターにおける刑執行開始時調査については、本表にかかわらず、少年院に收容して刑を執行する必要性を判定するための調査を優先して行うこととし、その調査期間はおおむね15日間とすること。その判定に基づき少年院に收容する者については、この時点で刑執行開始時調査を中止すること。少年院に收容しない者については、引き続き調査センターにおいて刑執行開始時調査をおおむね40日間行うこと。

注2 調査センターにおける調査の実施期間については、対象者の年齢、性別、執行すべき刑期等の要件等に応じて設定すること。ただし、訓令第6条第4項において、刑執行開始時調査は、刑の執行を開始した日からおおむね2月以内に終了するよう努めるものとされているので留意すること。

別表3 調査センターに指定する刑事施設

矯正管区	刑事施設名
札幌	札幌刑務所
仙台	宮城刑務所
東京	川越少年刑務所
名古屋	名古屋刑務所
大阪	大阪刑務所
広島	広島刑務所
	美祢社会復帰促進センター
高松	高松刑務所
福岡	福岡刑務所

別紙様式 1

〇〇発第 号
年 月 日

〇〇少年鑑別所長 殿

〇〇刑務所長

意見照会書

当所収容中の下記の受刑者について、その処遇に関する意見を通知願います。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生（歳）
- 3 刑の執行関係
 - (1) 罪名
 - (2) 刑名・刑期
 - (3) 刑期起算日 年 月 日
 - (4) 刑期終了日 年 月 日
 - (5) 入所年月日 年 月 日
- 4 意見を求める理由

- 5 その他参考事項

別紙様式2

〇〇発第 号
年 月 日

〇〇刑務所長 殿

〇〇少年鑑別所長

意見通知書

年 月 日付け貴発第 号をもって依頼のあった意見について、下記のとおり通知します。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生（歳）
- 3 罪 名
- 4 処遇に関する意見
（施設名）において処遇することが適当である。
- 5 4 の理由

- 6 その他参考事項

別紙様式3

〇〇発第 号
年 月 日

〇〇少年鑑別所長 殿

〇〇刑務所長

鑑 別 依 頼 書

平成18年5月23日付け法務省矯成第3309号矯正局長依命通達「受刑者の処遇調査に関する訓令の運用について」記1の(4)に基づき、当所収容中の下記の受刑者について鑑別を依頼します。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生(歳)
- 3 刑の執行関係
 - (1) 罪名
 - (2) 刑名・刑期
 - (3) 刑期起算日 年 月 日
 - (4) 刑期終了日 年 月 日
 - (5) 入所年月日 年 月 日
- 4 鑑別を必要とする理由

- 5 鑑別実施希望日 年 月 日から
年 月 日までの間

- 6 その他参考事項

別紙様式 4 削除

〇〇矯正管区長 殿

〇〇刑務所長

調査センターによる収容再調査認可申請書

当所収容中の下記受刑者について、調査センターによる収容再調査の実施につき申請します。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生（ 歳）
- 3 刑の執行関係
 - (1) 罪 名
 - (2) 刑名・刑期
 - (3) 刑期起算日 年 月 日
 - (4) 刑期終了日 年 月 日
 - (5) 入所年月日 年 月 日
- 4 処 遇 指 標

- 5 再調査を必要とする理由

- 6 再調査実施希望日 年 月 日から
 年 月 日までの間

- 7 その他参考事項

〇〇矯正管区長 殿

〇〇刑務所長

調査センターによる派遣再調査認可申請書

当所収容中の下記受刑者について、調査センターによる派遣再調査の実施につき申請します。

記

- 1 受刑者氏名
- 2 生年月日・年齢 年 月 日生（歳）
- 3 刑の執行関係
 - (1) 罪名
 - (2) 刑名・刑期
 - (3) 刑期起算日 年 月 日
 - (4) 刑期終了日 年 月 日
 - (5) 入所年月日 年 月 日
- 4 処遇指標

- 5 再調査を必要とする理由

- 6 再調査実施希望日 年 月 日から
年 月 日までの間

- 7 その他参考事項